

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

所得税・復興特別所得税の確定申告

町・県民税(住民税)の申告

令和元年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告と、令和2年度の町・県民税(住民税)の申告期間は、2月17日(月)から3月16日(月)です。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備の上、期限内に申告してください。

問合せ

所得税等の確定申告について

本庄税務署【☎22-2111(自動音声案内)】

町・県民税(住民税)の申告について

税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

町役場での申告受付・相談

※町役場会場では、e-Taxを利用した確定申告はできません。

住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告相談を行います。混雑緩和のため受付地区を指定していますのでご協力をお願いします。

■受付日時

会場	上里町役場4階・大会議室
期間	2月17日(月)～3月16日(月) ※平日のみ 但し、3月1日(日)は午前の部のみ受付
時間	【午前の部】午前9時～11時 【午後の部】午後1時～4時 ※受付整理番号札は、午前8時30分から配布します。なお、庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできません。



■申告受付・相談 地区別日程表

日時	対象地区	日時	対象地区
2月17日(月)	黛・金下・内出	3月1日(日)	地区指定日に都合の悪い方 【午前の部のみ】
18日(火)	金上・西金・金下東・勝一・勝二	2日(月)	京塚・四ツ谷
19日(水)	原一・原二・天神・真下・堀込・宿・屋敷	3日(火)	久城・立野・立野南
20日(木)	東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・並木沖・下郷・宮・上郷・久保・新堀	4日(水)	久保新田・西原町西
21日(金)	寺西・東大御堂・西大御堂	5日(木)	西原町東・田中・丹蔵・石倉・岡・堀之内・東堤・横町
22日(土)		6日(金)	本郷一・本郷二・本郷三
23日(日)		7日(土)	
24日(月)		8日(日)	
25日(火)	三軒	9日(月)	阿保町・長浜町・東町
26日(水)	古新田・三田	10日(火)	八町河原・忍保・五丁目
27日(木)	古新田・三田	11日(水)	一丁目・三丁目・四丁目
28日(金)	古新田・三田	12日(木)	宮本町・二丁目
29日(土)		13日(金)	地区指定日に都合の悪い方
		14日(土)	
		15日(日)	
		16日(月)	地区指定日に都合の悪い方

※終日混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

※地区指定日以外でも申告受付・相談を行います。

※申告初日・午前の部・日曜日(3月1日(日))は、通常より待ち時間が長くなります。できるだけお避けいただきますようご協力をお願いします。

⚠️ 下に該当する方は、町役場で申告できません。本庄税務署で申告してください。

<次の所得を申告する場合>

- ・土地、建物、株式等を譲渡したことによる所得
- ・先物取引に係る所得

<次の控除の適用を受ける場合>

- ・新規または連帯債務の住宅借入金等特別控除
- ・特定増改築等住宅借入金特別控除
- ・住宅耐震改修特別控除
- ・住宅特定改修特別税額控除
- ・認定住宅新築等特別税額控除
- ・雑損控除または災害減免
- ・外国税額控除

<次の申告をする場合>

- ・青色申告
- ・損失の繰越
- ・過年分の確定申告
- ・死亡者の確定申告
- ・確定申告書の本人控えに受付印が必要な方
- ・消費税・贈与税・相続税のいずれかの申告する方
- ・申告内容等から判断して税務署での申告が適当と思われる方

申告に必要な書類

対象		必要書類等
申告者全員		<input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使うもの)
		<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)に係る本人確認書類(書類例は下記参照)
		<input type="checkbox"/> 所得税等の還付が生じる場合は、振込先預貯金口座が分かるもの(通帳など) ※口座名義は、申告者ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。
		<input type="checkbox"/> 前年の確定申告書または住民税の申告書をお持ちの場合は、申告書等の控え
		<input type="checkbox"/> 税務署から申告書やお知らせ通知書等が郵送されてきている場合は、その申告書やお知らせ通知書
所得に関するもの	給与・年金所得	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票(原本)
	事業(営業・農業)所得 不動産所得	<input type="checkbox"/> 収支内訳書、収入・経費が分かる書類、帳簿など ※「収支内訳書」は、申告者ご本人が事前に作成してください。
	雑所得・一時所得	<input type="checkbox"/> 支払調書、収入・経費が分かる書類など
	配当所得	<input type="checkbox"/> 配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
控除に関するもの	医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費の明細書(※1)、医療費通知(※2)、補てん金が分かるもの(※3)、領収書、おむつ使用証明書など <input type="checkbox"/> ※1「医療費の明細書」は、申告者ご本人が事前に作成してください。また、医療費を受けた人別に病院・薬局ごとにまとめてご記入ください。 ※2 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、被保険者が支払った医療費の額などの必要事項が記載されたものです。 ※3 補てんされる金額は、生命保険契約などの医療保険金、入院給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などです。
	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書または領収書、適用を受ける年分において一定の取り組み(※)を行ったことを明らかにする書類など ※一定の取組とは、①健康診査(人間ドッグなど)、②予防接種、③定期健康診断、④特定健康診査(メタボ健診)、⑤がん検診などを受けていることです。
	社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料および国民年金基金の掛金の場合は、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書など
		<input type="checkbox"/> 上里町分の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の場合は、「令和元年年分所得申告参考資料(2月上旬に町から送付)」または領収書など ※公的年金から差し引かれた特別徴収分は、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていますので、申告の際は、その源泉徴収票を持参してください。また、扶養している配偶者や親族の年金から特別徴収された社会保険料については、その保険料を支払ったのは年金受給者自身となるため、その年金受給者が社会保険料として控除の適用を受けることができます。
		<input type="checkbox"/> 上記以外の社会保険料の場合は、領収書など
	小規模企業共済等掛金控除	<input type="checkbox"/> 支払った掛金額の証明書
	生命保険料控除	<input type="checkbox"/> 支払額などの証明書
	地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 支払額などの証明書
	寄附金控除(所得税) 寄附金税額控除	<input type="checkbox"/> 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証 所得税の税額控除対象寄附金の場合は、対象寄附金であること等の証明書
	障害者控除	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書
	配偶者(特別)控除 扶養控除	<input type="checkbox"/> 配偶者・扶養親族に所得があった場合は、配偶者・扶養親族の所得金額を証明できる源泉徴収票などの書類 国外居住親族の適用を受ける場合は、親族関係書類および送金関係書類
	住宅借入金等特別控除(所得税)	<input type="checkbox"/> 2年目以後の場合は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(金融機関等から送付)」、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書」 ※新規または連帯債務の場合は、税務署で申告してください。 ※「計算明細書」は、税務署から送付される「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」および「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」を持参してください。

個人番号(マイナンバー)に係る本人確認書類例

本人が申告する場合 (①または②)

	番号確認	身元確認
①	個人番号カード(マイナンバーカード)	
②	通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し	運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

本庄税務署での確定申告受付

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会場…本庄税務署（本庄市駅南2丁目25-16）

期間…2月17日(月)～3月16日(月)※平日のみ受付

時間…**相談受付**：午前8時30分から午後4時まで（提出は午後5時まで） **相談開始**：午前9時から

※税務署の駐車場が満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用いただく場合があります。

※相談内容が複雑な場合は午後3時までにお越しください。また、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。

《確定申告などに関する問合せ》
国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ご自宅等で「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、是非ご利用ください。※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

◇「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」【☎0570-01-5901】
(月曜～金曜※祝日および12月29日～1月3日は除く)

障害者控除・医療費控除の証明書を発行します

障害者控除対象認定書

障害者手帳（身体・療育）の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護認定2～5を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。控除を受ける際に必要な「障害者控除対象者認定書」の交付を希望される場合は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑（認印可）を持参してください。

おむつ代の医療費控除確認書

寝たきりの人のおむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、町が交付する「おむつ代の医療費控除確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。「おむつ代の医療費控除確認書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑（認印可）を持参してください。

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆2月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） **2月9日(日)**
【夜間】（午後8時まで） **2月25日(火)**
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係
【☎35-1220】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第8期の納期限は**3月2日(月)**です。
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

令和2年度から国民健康保険税の税率が改正されます

令和2年度から国民健康保険税の税率を下表のとおり改正します。

区分		所得割額		資産割額		均等割額		平等割額	
算定基礎額		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額（33万円）控除後の合計額		被保険者の本年度中の固定資産税のうち土地及び家屋にかかる部分の額		被保険者1人当たり		1世帯当たり	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
税率等	医療給付費分	6.30%	改正なし	25%	12%	15,000円	21,000円	10,000円	9,000円
	後期高齢者支援金等分	1.80%	1.90%	—	—	8,000円	9,000円	—	—
	介護納付金分	1.23%	1.33%	—	—	8,100円	9,000円	—	—

改正の内容

◎財源不足（赤字）を解消するため保険税率を引き上げます

町では平成25年度に保険税率の一部を改正して以降、税率を据え置いてきました。ところが、加入者数が減少を続けるなか、現状の税収では支出額をまかなうことができず、不足（赤字）分を一般会計からの繰入金で補っている状況にあります。

一般会計に頼らない安定した財政運営を実現するため、収納率向上や医療費抑制対策の実施とともに、税率の引き上げを行い、適正な保険税率の設定を行うこととなりました。

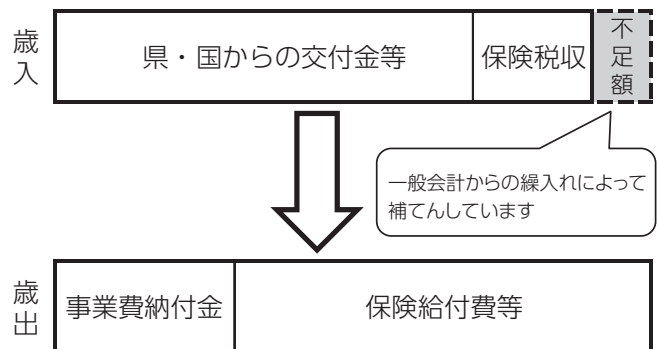
◎医療給付費分の課税方式を変更するため、資産割額と平等割額を見直します

将来的に県内同一の保険税率とする埼玉県の方針を考慮し、医療給付費分の算定方式を現状の4方式から県が示す課税標準方式である2方式へ変更するため、資産割額と平等割額を段階的になくしていきます。

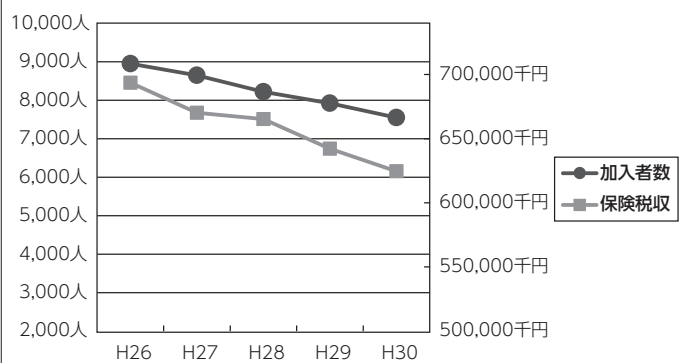
今後の国民健康保険の税率改正について

今回の税率改正で赤字を解消するための必要額を確保しようとすると、引き上げる幅が大きくなり、加入者にとって急激な負担増となります。そのため、複数年に分けて適正な税率への引き上げと2方式への変更を進めていきます。

国民健康保険の収支の状況



加入者数と保険税収の推移



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。



健康まもるくん